

保存期間：10年

資料	3-2
----	-----

## 酒類行政を巡る最近の動き

## 平成 20 年度税制改正の概要

### 1. 清酒等及びビールに係る酒税の税率の特例措置の適用期限の延長

(1) 清酒等に係る酒税の税率の特例措置について、次のとおり軽減割合の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

品目	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
清酒、連続式蒸留しょうちゅう、 単式蒸留しょうちゅう(現行 25%)		25%	25%	25%	20%	20%
果実酒(現行 30%)						
合成清酒、発泡酒(現行 30%)		25%	25%	20%	15%	10%

(2) ビールに係る酒税の税率の特例措置(現行 20%)について、適用期限を2年延長する。

### 2. 構造改革特別区域法における酒税の特例の創設

(1) 特区内において地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行 6kℓ)を果実酒については 2kℓに、リキュールについては 1kℓに引き下げる。

(2) 特区内において農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するため、果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行 6kℓ)を適用しない。

### 3. みなし製造に係る適用除外の特例の創設

酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者が、その営業場において飲用に供するため、その営業場において課税済みの蒸留酒類と他の物品(酒類を除く。)との混和をする場合には、一定の要件の下、みなし製造の規定を適用しない。

### 一般酒類小売業免許の処理状況

区 分	申請件数	内 抽選	免許付与等 件数	緊急調整地域数 (全国計:3,383)
		対象期間		
平成 15 免許年度	26,511	19,970	23,604	922
平成 16 免許年度	11,035	5,260	9,710	1,274
平成 17 免許年度	7,285	1,071	5,825	1,274
平成 18 免許年度	22,201	11,225	19,015	

(注1)「免許年度」とは、9月1日から翌年8月31日までの期間をいう。

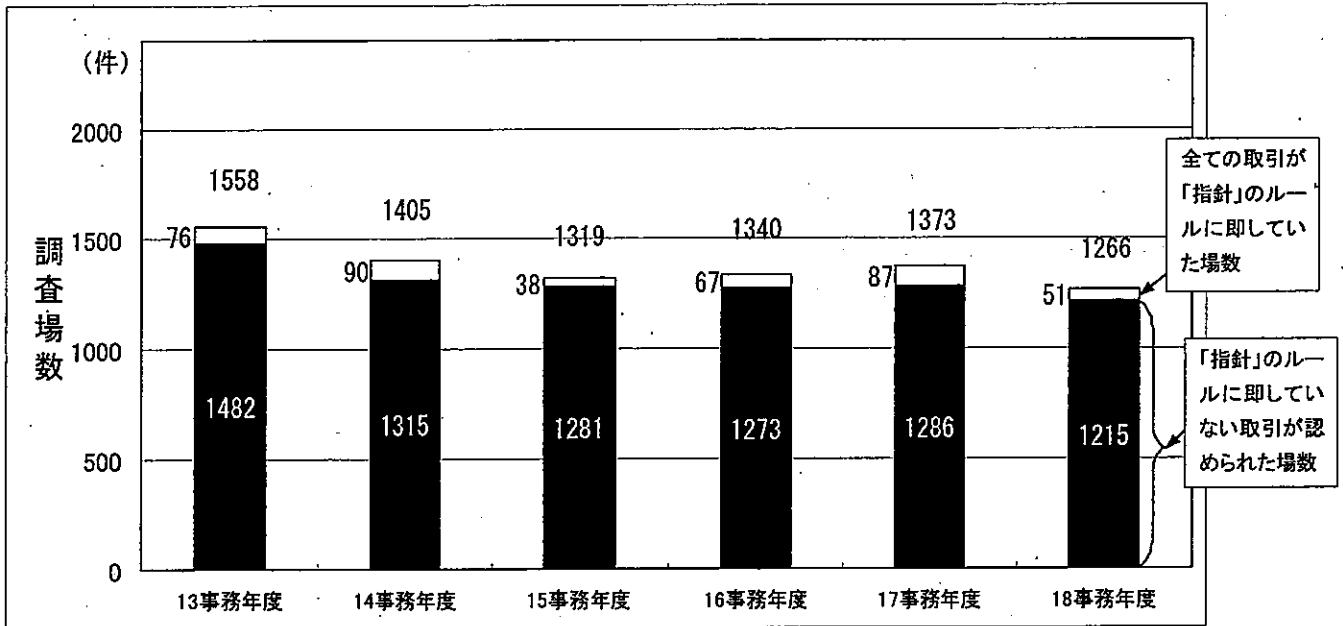
(注2)「申請件数」には、前免許年度からの繰越件数を含む。

(注3)「免許付与等件数」には、条件緩和の処理及び他の小売販売地域への移転許可を含む。

# 酒類の取引状況等実態調査実施状況

平成 18 事務年度分（平成 18 年 7 月～平成 19 年 6 月）

## 1 一般調査実施場数の推移



## 2 平成 18 事務年度の実施状況

### (1) 調査場数

	一般調査	フォローアップ調査	計
調査場数	1, 266 場	外 33 場 139 場	1, 405 場

- (注) 1 「フォローアップ調査」：指導後の改善状況を確認する調査  
2 外書は、一般調査と併せて実施した件数を指す。

### (2) 一般調査の状況

調査対象者の業態等	調査場数	合理的な価格の設定をしていないと認められたもの		取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	公正な取引条件の設定がないと認められたもの
		総販売原価を下回る価格での販売が認められたもの	仕入価格（製造原価）を下回る価格での販売が認められたもの		
小売業者	1, 100 場	1, 081 場	80 場	9 場	1 場
卸売業者	106 場	99 場	20 場	42 場	1 場
製造業者	60 場	35 場	14 場	25 場	0 場
合計	1, 266 場	1, 215 場	114 場	76 場	2 場

- (注) 1 調査した取引の中に、1取引でも総販売原価を下回る価格での販売等が認められた場合について1場と数えている。  
2 複数の「指針」のルールに即していない取引が認められた場合には、それぞれの項目に1場として数えている。  
3 総販売原価＝仕入価格（製造原価）＋販売費・一般管理費等

## 酒類総合研究所の最近の動向

○ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)  
酒類総合研究所に関する「事務事業の見直し」として、適切な研究課題について共同研究を積極的に推進すること、講習等及び品質評価業務の単独主催業務について酒類業界との共催化を推進すること、組織体制について一層の合理化を図ること等とされた。

### ○ 輸出酒類の分析証明等の発行

酒類総合研究所では、平成 17 年から輸出先の認定(台湾)を受け、輸出酒類の分析証明書を発行している。

平成 19 年 10 月、欧州委員会規則 883/2001 に基づき、欧州連合(EU)域内向け輸出ワインに関する証明書及び分析報告書の公的発行機関として登録され、11 月より証明書等の発行業務を開始している。